

建設水道委員会記録

○開催日時

平成27年10月8日 午前9時59分～午後1時51分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長 宮里兼実
副委員長 下園政喜
委員 川畑善照

委員 大田黒博
委員 新原春二
委員 谷津由尚

○その他議員

議員 井上勝博
議員 持原秀行

議員 成川幸太郎
議員 帯田裕達

○説明のための出席者

監査委員 桑原道男

建築住宅課長 福島和朗
課長代理 井手上和洋

建設部長 泊正人
都市計画課長 山村昭一郎
入来区画整理推進室長 引地明吉

水道局長 落合正浩
水道管理課長 元石功一

○事務局職員

議会事務局長 田上正洋

主 幹 久米道秋

○審査事件等

付託事件名	所管課
議案第162号 薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について	水道管理課
議案第163号 薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第193号 決算の認定について（平成26年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算） 議案第184号 決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	入来区画整理推進室
議案第184号 決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	建築住宅課 都市計画課

△開 議

○委員長（宮里兼実）ただいまから、昨日に引き続き、建設水道委員会を開会いたします。

本日の委員会は、審査日程の incoming 区画整理推進室からとなっておりますが、その前に議案第162号及び議案第163号の審査を行い、その後、incoming 区画整理推進室の審査に入りたいと思います。

ついては、そのように審査を進めることで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議ありませんので、そのように審査を進めてまいります。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

△議案第162号—議案第163号

○委員長（宮里兼実）まず、審査を一時中止しておりました議案第162号薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第163号薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件を一括議題とします。

それでは、昨日の委員会に引き続き、これらの議案2件について、質疑を行います。

御質疑願います。

○委員（谷津由尚）きのうの委員会まで、いろんな協議会形式あるいは打ち合わせ形式含めまして5回、いろいろと意見交換をさせていただきました。議論させていただきました。本当にありがとうございました。

その5回までを全て網羅して考えましたときに、7項目の問題点があると認識しております。これについて述べさせていただきますので答弁をお願いします。

まず、7項目全て言わせていただきます。まず、一つ目です。水道局の財源のあり方として、比較的小規模な自然災害、突発的な事情に対するための必要財源、これが一つ目。

二つ目が今後、いわゆる年間7億5,000万の事業、これ10年間継続されるんですけど、それに対する必要財源。

三つ目が、隔月集金ですので2カ月に1遍のお

金が入ってくるということになりますので、そこで運転資金上の確保という三つです。この三つをクリアできるための適正な内部留保というのは、先日の打ち合わせで6億5,000万というふうにおっしゃってます。

この平成26年の決算資料の中で、貸借対照表の現金預貯金が10億8,000万あります。ということは、ここに4億円が別原資として、私は扱えるのではないかと。これを別原資として扱った上で、再度この18.4%の値上げをするための算出根拠となる式があるわけですけど、これに再度含めた上で算定し直すべきではないかと考えてます。昨日、御提示いただきましたこの議会資料に対しても、内部留保という意味で、平成26年度から27年度の財源として、減債積立金及び内部留保資金の合計で7億7,400万が計上されておるんですが。ということは、先ほど言いました現金預貯金からいっても3億500万が計上されていないということでもあります。少なくともこれは別原資として、値上げ改正の計算を再度やり直すべきではないかと思っています。これについて答弁をお願いします。これが1点目です。

2点目です。収益的収支の結果——大体年によって違います、1億8,000から1億2,800万の利益が出る計算になっています。この値については、総務省の平成25年度推奨値で1億900万という値があつて。したがって、これを上回る分の2,000万から8,000万という額については、これはいずれにしても、最終的な事業費、資本的事業のための補填財源に回っていくわけですけども、それはそうなんでしょうけども。いずれにしても、この収益的収支の結果、そこまでその利潤を確保されるという意図がわからない。そこは再考する余地があるのではないかと。ということが2点目です。

3点目です。年間0.4%の給水量の減少ということで、向こう5年間をシミュレーションされます。その結果、水道料収入が5年間で3,000万減るというようなシミュレーションされてますが、しかしながら、流動経費の削減には至っておりません。この件については誤差範囲とされておりまして、有収率が一番、実は影響があるということをおっしゃっています。

ところが、今回、平成28年度、簡易水道等の統合によって、有収率が大体1ポイント程度減少

するということが予想されてまして、それに対しても、流動経費にどう影響が出るかという算出は困難だというふうにコメントをいただきました。

有収率については、直接的な流動経費に関しては、その算出する根拠というのをもっと鮮明にする必要があると、私は思います。そうでないと、有収率が1%下がりました。今、平成28年度から5年間、その流動経費が同額でシミュレーションされてます。それに対して、例えば非常にふえた場合、そのときは企業努力で何とかしますとおっしゃってますが、削減努力をしますとおっしゃってますが、それができん場合はどうするんですかと。いずれにしても、その信憑性というのが、わかりません。非常に低いのではないかと思います。これが三つ目の質問です。

四つ目です。水道料金は5年程度のスパンで市場動向を基本見直すということになっています。これは地方自治法ですとか、地方公営企業法でそういうふうに、大体こういう法で囲ってあるわけですけど。その中で、5年間の財政シミュレーションされるときに、5年間合計の数字が非常に重要なんだということを、局長もおっしゃってます。つまり、この議会資料の8ページの一番右側、合計です——平成28年から平成32年までの合計の、この額が重要なんだとおっしゃってますが。しかし、そうであれば、余計にこの平成28年から平成32年まで、各年度ごとのその流動経費のあり方、算出根拠、この積み上げというのが重要になるわけであって。しかし現状は、非常にここはアバウトです。

この今の状態では、市民に説明できることも、私はできないと。私自身も納得することはできないと考えています。これが4点目です。

5点目です。同じく流動経費ですけど、きのういただきました追加の、この議会資料を、過去5年間の流動経費の推移というのが出されておるんですけども。5回目までの打ち合わせの中で、その流動経費というのは余り動かないんで、向こう5年間は同額でシミュレーションをしましたということをおっしゃいました。しかし、過去5年のこの平成22年から平成26年の推移を見ても、大体3,000万規模では動いてます。動いてますね。相当にそのように変動しているのに、何を根拠にして同額でこの向こう5年間の額を算定されたのか、この説明についてはまだ最後まで至って

おりません。引き続きこの説明を求めます。これが5番目です。

6番目です。今回の事業が、これはきのう質問したことにも該当します。今回の事業が順調に推移するならば、平成32年度には資本的支出に対する財源補填額のほとんどというのは、その前の平成31年度の減価償却費及び資産減耗費から充当が可能となる計算になります。この場合、内部留保に対する増額というのは、非常に顕著になります。

しかし、きのう質問させていただきましたが、この時期での料金改定、この時期で——つまり平成32年、5年後に、1年当たり2億とか、2億前後の内部留保が乗っていく計算になりますので、この時点で、料金改定を検討されないんですかという質問に対しては、いや、それは平成33年からの安定した事業ができるということになるんだというふうにおっしゃいましたが。つまり、料金改定という必要性がそこには全くないという、御認識だと理解をしました。

これは、私は二つ考えるべきが、あると思います。まずは、平成28年度から10年間の、年間7億5,000万の事業——10年間で総額75億になるわけですけど、それが5年目に対してこの現象が起こる。少なくとも6年目にはもう少し顕著になると思います。7年目以降はわかりませんが。いずれにしても、集中的にどんどん投資をして行くわけですから、減価償却がどんどん上がってきますので、これが減るという方向にはいかんだろうと。そうであれば、今の時点でそれが、5年目でシミュレーションできるわけですから。であれば、この状況を逆に回避しなきゃいけないんじゃないかと。つまり、5年目でこういう現象が出るということではなくて、だったら10年間の継続だったら8年目、9年目でこの現象が出るように、もっと18.4%の改定率について再考すべきではないかと、これが1点目です。

2点目です。18.4%の料金改定をどうしても下げるとい、今の18.4%の料金改定するとい、流れなんですけど。少なくとも平成32年の時点では、料金改定を——きのう質問しましたら、そういうことはないとおっしゃったわけですが。今の時点で、やっぱり今回は18.4%上げさせていただくけども、5年後にはちょっと料金改定を——こういうふうに計画をしますというぐらいの

ことは、私は最初から言うぐらいの柔軟性はあってもよかったのではないかと思います。

その間、何が起こるかわかりませんよ、いろんな事情、自然災害が。それが起こった場合、そのとき考えればいいことです。それが、私は、水道局としてのサービスの一つじゃないかと思います。

最後です。7点目です。きのうの説明にありましたように、過去に行っていただきました企業債の繰上償還あるいは簡易水道事業の統合、主要業務のアウトソーシングによる人件費削減——人員削減ですね、正確に言うと——については、それはわかっています。しかし、今、議論しているのは、今から先のことであって、過去のことをどうのこうのということではないわけです。それは、議論外のことです。あえてそれをおっしゃったわけですけども。過去の——いやそうじゃないと。過去の、事象はこれがなかったら、今回の18.4%の値上げはもっとふえてたということをおっしゃいました。

私は、これは本市の、薩摩川内市の水道局さんだけが、顕著にやられたことか、私はそうは認識しておりません。全国の自治体がこれは手がけてきたことです。ですので、本市だけが特化してこれをやられたという認識を持っておりませんので。大事なことは今から先の5年間だと。そのことを対してどう柔軟性を持っていかれるかというのが、本当の議論の中心になるべきだと思っています。それが7点目です。

以上、7項目の問題を考えています。この七つの問題を、考えると出てくる結論というのは、水道局という公営企業会計の経営の健全化をすべきということです。そこ以外で、何もありませんから。ただ、そこに余りにも偏っていると思わざるを得ません。いずれにしても、そこに市民生活への影響、あるいは市の経済への影響、あるいは市民目線での柔軟性、考え方というファクターがどこに入っているのか、ちょっと見つけることができないわけです。

なので、この七つの疑問に対して、こういう七つの質問を求めさせていただきました。以上、答弁をお願いします。

○水道管理課長（元石功一） おはようございます。それでは提起していただきました七つのそういった問題点について、最初から説明させていただきます。

まず、第1点目です。3億ほかにそういった原資を持っているよねと、そういったのも活用すべきじゃないかといったお話です。

きのう、決算のときに私の説明不足で、若干、誤解を受けられているというふうに考えております。現金を確かに——済いません。決算書の7ページをお開きください。左のほうの下に流動資産の中の（1）現金預金10億8,555万6,965円持っております。確かに——10億持っております。きのうの議会資料の中で内部留保資金が6億6,700万残りますと、平成26年度残ります。この差が4億ぐらいになります。その4億はどういったものなのかと、そういったことを若干、私が説明不足で、していなかったために、誤解をされたんじゃないかなというふうに思います。

その3億5,000万、約3億5,000万というふうになっておりますが、これにつきましては、一般会計という目的を持った基金というふうに考えていただければ、御理解いただけるのかなと。その基金が決算書の、まずは8ページの上に固定負債というのがございます。その固定負債の中の（3）、引当金の中のイ、修繕引当金、これが1億261万602円あります。これは修繕のための基金というふうに考えていただければ結構じゃないかなというふうに思います。

それと、9ページになります。7の剰余金のうち、（2）利益剰余金、その中にイ、減債積立金、これが1億672万6,053円あります。これは、企業債の元金償還に充てるための積み立てと。これも元金償還の基金というふうに考えていただければ、結構かなというふうに思います。

それと、ロに利益積立金、これ6,100万円あります。これは、赤字が出たときに補填する財源というふうに考えていただければ、結構かなというふうに思います。

それとあと、建設改良積立金、これも建設改良に使う基金というふうに考えていただければ、2,330万2,000円ほどありますが、これは建設改良のために使う基金ですよというふうに考えていただければ、結構かなと。

それと、ことしの純利益というのがございます。それが1億ほどございますが、そういったものを足していただければ、この3億500万になります。要は、目的のある基金が3億500万ありま

すと。あと残り6億6,700万ほどが自由に使える、そういった現金を持っております。この自由に使えるそういった現金を内部留保資金というふうに考えていただければ、結構かなと。自由に使えるお金が平成26年度末で、6億6,700万くらい、残りますと。そういったことで、この3億500万については、目的を持った基金というふうに考えていただければ、結構かなというふうに思います。

私のちょっと説明不足で、その辺について、若干誤解されたんじゃないかなというふうに思います。

2番目です。収支をどういうふうなのが適正な収支なのかといったことで、これは料金改定の際に適正な収支ということで、最初、議会資料でお配りしました中に公式がちょっとあったと思うんですが。その公式の中に分子のほうに資産維持費というのがございます。資産維持費、これが適正な利益というふうに考えていただければ、結構かなというふうに思います。

この資産維持費はどうやって出すんだということになります。これは、各事業体の規模そういったもので全然変わってまいります。まずは、正味資産の3%を適正な利益と申ささいというふうになっております。その正味資産の3%というのはどういうことかといいますと、貸借対照表の中に資産がございます。土地、建物、構築物、その中の償却資産——土地を除き、それから建設仮勘定を除いた、毎年償却をする資産、の中で減価償却を除いた正味資産に3%を掛けなさいと。それが標準の利益の考え方ということになります。

本市におきましては、平成28年度末での正味資産、これが156億9,200万ほどになります。正味資産が156億9,120万、平成28年度がです。それに3%を掛けなさいというのが標準です。3%を掛けると利益が4億7,000万ほどになります。4億7,000万。それで、料金改定をしますと、料金改定の率が42%になります。標準でいくと、料金改定が42%となります。

今回、我々は平成25年度を基本に考えておりますので、それに基づいてパーセントをどのパーセントにするかといったことで、本市においては1%としました。標準は3%なんですけど、本市においては1%を採用したということで、156億9,120万の1%、これを適正な利益というふう

に考えおります。ということは、1億5,600万が本市における適正な利益というふうに考えております。総務省の推奨の1億900万というのは、ちょっと我々どこにどういうふうにあったのか、それちょっと資料を探すことができませんでした。適正な利益については償却資産の1%ということと考えております。

次の3番目ですが、3番目、4番目、5番目につきましては、関連していますので一括説明をさせていただきます。

まず、有収率あるいは給水水量の減といったことが5年間考えられるといったことで、そういった流動経費が動いていないと、そこについてはアバウトしか思えないという、そういった御質問でした。

まずは、動力費について説明をしたいというふうに思います。動力費の算定の基準というのが平成25年度、この財政計画をつくるときにまだ平成26年度途中でしたので、平成25年の数字をもとに積み上げをいたしました。平成25年度の決算が上水道、それから簡易水道合わせて動力費が7,858万8,000円でございます。これをもとに平成28年度以降推計をいたしました。

それとあと、平成28年度については、有収率90.3%で考えました。平成28年度90.3%。1年ごとに0.1ポイント上がるという計算で推計をいたしました。平成32年度末には90.7ポイントまで上げると。平成28年度から老朽化の更新、そういったものを集中的にしていけますので、毎年0.1ポイントずつ上げていくと、そういったことで、有収率については考えております。そうしたときに、給水量が0.4%ずつ減っていくといったことで、まずはその動力費が5年間で約190万くらい減るんじゃないかなということは想定しました。これは、減る要因です。

それから、今度はふえる要因。ふえる要因につきましては、平成26年度に新しい施設ができました。木場茶屋簡水の加圧ポンプ設備、それから入来盛水水源の紫外線照射設備、それから小倉簡水の加圧施設、それから樋脇の鍋原飲料水の遠方監視施設、それから祁答院の中武簡易水道の遠方監視施設、これが平成26年度から稼働いたしました。その稼働する分を548万3,000円を1年間に見ました。

それとあと、プラス要因。平成28年度から事

業を進めていく中で、いろいろ施設が稼働していきます。まず、祁答院です。祁答院に配水池1機100トンをつくります。それには加圧ポンプ施設ができます。その電気料。それから祁答院の黒木浦関係、これ薬注設備を設置をする予定です、平成28年度以降。その電気代。それから、入来につきまして、6カ所遠方監視施設を、平成28年度に一気に整備をします。その電気料。それから樋脇の中央配水池、これを再稼働させる。今はちょっと休んでいますので。これの再稼働をさせる。そういったことでの電気料。そういったプラス要因を加えて5年間で4億2,035万5,000円と推計をいたしました。それを5年間均等に振り分けをしてあるという、そういった状況でございます。

給水量の減に伴う動力費の減、それから新しい施設の稼働による動力費の増、そこを増する分、減する分、トータルいたしまして、5年間で4億2,035万5,000円というふうに積算をいたしました。それを5年間で平均化、平準化した財政計画となっております。動力費はそういった考え方で積算をいたしました。

続きまして、薬品費になりますが、議会資料では使用料、キログラムで資料提出をさせていただいておりますが、これを平成25年度以前の金額で、我々はちょっと算定をいたしました。平成22年度が270万4,000円でございます。平成23年度が224万9,000円、平成24年度が188万8,000円、平成25年度が180万6,000円になりました。段々、薬品費が減少してきて、2年間180万円台になりました。平成25年度の決算の180万6,000円といったことで、今後の5年間の推計をいたしました。平成25年度の決算をもとにその薬品費につきましては算定をいたしました。

次に、修繕料になります。修繕料につきまして、平成25年度を基本に積算をいたしました。平成25年度水道事業、簡易水道事業、合わせて8,557万8,000円でございます。これに加える分が材料費、それから漏水を修繕をしたあとの舗装復旧、それが加える分。

それとマイナス要因につきましては、平成28年度から、今、旧消防庁舎に移ります。それとあと、業務委託関係をします。ということで、公用車が大幅少なくなります。その修繕費を落と

してございます。減額いたしました。あと、プラス要因として、新庁舎の修繕関係を見ました。合わせてここに、財政計画に示してございます9,808万円といったことで、計算をいたしました。

以上が3、4、5のアバウトといったことで、印象をお受けになっているそういったものについての積算について、こうやったといったことになります。

それから、6番目です。内部留保が、増が顕著になるというそういったお考えですが。議会資料の内部留保の残高と起債残高が記載してある、8ページですかね、前の資料だと思います。これ。財政計画です。平成32年のほとんどの財源は減価償却費・資産減耗費で賄うことが可能となるということで、平成32年度の補填財源——幾ら必要かといいますと、7億6,272万3,000円の補填財源、が必要となります。平成32年度の減価償却費7億1,600万と資産減耗費1,800万。ちょっと現年分で若干、二、三千万足りないといったことで、これだけでは平成32年度の資本的支出の財源を賄うことはできない。

どうするかといいますと、この平成31年度の内部留保資金の残高を見ていただければ、4億1,218万円ございます。これと現年度の分と合わせたときに内部留保がこの資本的支出をカバーできると。足りない分がカバーできるということで、内部留保の増額が顕著になるということには、当てはまらないんじゃないのかなと。毎年、平成28年が内部留保の残高が5億1,500万。それからずっと経緯をしまして、平成32年度の内部留保の残高が5億8,280万円。この平成32年度が平成25年度と水準が同程度だといったことで、18.4%の改定率で十分運営もしていける、あるいは建設投資もできる、そういった財政的なもの。それから建設投資これについても7億5,000万、5年間ずっとやっていけると。

平成32年度末の内部留保が5億8,200万ほどありますが、これを使って、また翌、平成33年からこの財源を使いながら、残りの5年間の事業を進めていくと。そういうふうになりますので、ここ若干、誤解されているところがあるのかなというふうに思います。

次の最後の7番目です。これは、もう総務省の

指導だから、全国どこでもやっているんじゃないかというそういった御指摘です。

これは、どういったことで、総務省がこういった法律をつくったかといったことで、若干、御紹介したいというふうに思います。

平成19年度の地方財政対策において、平成21年度末の3年間、徹底した総人件費の削減を内容とする公営企業経営健全化計画を策定ということになっています。要は、人員削減による経営計画をつくったところについて、そういった繰上償還をしていいよとそういった総務省の考え方でございます。要は人件費を抑制するそういった団体については繰上償還を認めますと、いうそういった法律でございます。

これは、どこもやったんじゃないのかというお話ですが。県内に30事業体がございます、水道事業体が。今回のその繰上償還は7%以上、それから6%以上、5%以上、ということで、3段階に分かれております。

30団体のうち、7%以上、これが16団体、そういった人件費削減に係る財政健全化計画をつくって総務省に認可された。次の6%以上の企業債、これが30団体中11団体しか認められておりません。県内30団体のうち11団体、これは、11団体は6%以上の起債の償還いいですよということになっております。それと、あと5%以上、5%以上につきましては、県内30団体のうち6団体、これが総務省から認可を認められております。その6団体に薩摩川内市も入っていると。薩摩川内市は7%、6%、5%、総務省がいう5%以上を全てクリアしたと。そういった計画をつくり総務省の認可を得て5%以上の企業債の利子軽減、前にも説明しましたが、5億6,600万円ほどの利子軽減をしたところでございます。

これは全国どこでも一様にやれるということではなくて、それぞれ7%はこういう基準、6%はこういう基準、5%はこういう基準ということで、総務省がそれぞれ各事業体に認可をして、そういった繰上償還といったものでございますので、その辺のところを御理解をしていただきたいというふうに思います。

5%以上を全部繰上償還したのは、30団体のうち6団体と。鹿児島県で6団体というふうに御理解をしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員（谷津由尚）いろいろ答弁ありがとうございました。ちょっとメモを追いつきませんでしたので、ちょっと追いつかないところがあるかもしれませんが、そこはまた議論の中で補足をしたいと思いますが。

まず、1点目です。目的を持った基金とおっしゃいまして、今ほど御説明をいただきました。事業費として6億5,000万あれば回ると。そうすると10億8,000万円に対して4億、別原資として扱えるんじゃないかと。それに対しまして今ほど説明がありましたのが、そうではない目的を持った基金があって、その一つが修繕基金1億20万、それと減債積立金1億600万、建設改良積立金2,330万、等々だとおっしゃいまして。いずれにしても、きのういただいたこの資料には、内部留保金6億6,700万あるわけです。10億800万から6億6,700万引くと4億2,300万になります。単純な計算でいきます。4億2,300万に対して、今御説明いただいた修繕引当金1億20万、これ、わかります。あと減債積立金は別にその上に書いてありますから、これは1億600万別ですね。ということで、あと2,300万建設改良積立金だけがあると。これは、これを引くとあと2億残るんです。これについて説明をお願いします。これが一つ目。私が、メモが追いつきませんでしたので、説明があったら言うてください。これが一つ目。

二つ目です。3、4、5番目に言った流動経費についてですけど、まず動力費でおっしゃいました。5年間で約190万減ると。その前に、流動経費の歳出基準について、5回目の打ち合わせのときに、これだけはちょっと訂正をお願いします。平成26年度をベースに考えるとおっしゃいましたから、私はそれで全部計算しています。それが、今の説明が平成25年にしたと、なぜそうなったのか、その説明からお願いします。それは後でいいです。

その上で、流動経費についてです。まず、動力費ですけど、マイナス要因190万減る。プラス要因いろいろお聞かせいただきました。5年間合計を出して、それを割る5でしたと。私は、それがおかしいと言うてるんですよ。5回目の打ち合わせのとき、言わさしていただきました。例えば、ここに水道料金総収入の予定があります。というのは、これ割る単価ですと、総給水量が出ます。

その総給水量でこの見込まれる流動経費を割って、1トン当たり幾らかかるのか、それで平成29年、平成30年というところに、何で積み上げていかれないのか。それが、私、当たり前の出し方だと思っています。

ですので、5年間でアバウトでどんと出して割る5というのは、これは納得できません。これについても答弁をお願いします。

次、薬品費です。細かい話をしますけど、ここは大事なところですから言わせてください。平成25年度をベースに、180万6,000円をベースに推計をしたとおっしゃいましたが、最初動力費でおっしゃいましたように、これから先の増減要因というのは非常にあるわけです。動力費でもあります。平成25年度ベースに考えても、あといろんな増減のファクターをおっしゃいました。それが一切入らないのかということです。

つまり水の変動要因について、これ全く触れてないんですけど、それをどう解釈すればいいのかそれをお願いします。

6点目です。内部留保からの補填が平成32年にはまだ必要だと。私が言いましたのは、その平成31年前年度の資産減価償却及び資産減耗費から充当が可能であって、ここで、余りが出ると言うたんですが。では、今、課長はそれいや違うと、それでは足りないんで、確かに2,000万、3,000万足りませんので、それについては、内部留保からの補填が必要なんだとおっしゃいましたが。そうであれば、この平成32年度の資本的収入の3億950万の内訳を言ってください。これに企業債があるのかないのか。事業費に対する企業債を幾ら考えておられるのか、それを答弁をお願いします。

7点目です。今おっしゃいましたように、30団体の中で本市はその優秀な分類にありますので、それは認めます。それは認めています。その財務状態としても大変優秀です。優良会計です。超がつくかもしれません。ですから、それができたということです。なので、今から先の水道料金を上げるということに関して、この理論を持ち出すというのは、私はおかしいと思う。大事なことは、今から先どういう企業努力でもって、どういう市民に対して影響を最小限に抑えていくのかという、そのスタンスです。それをちょっと言わせていただきまして、答弁をお願いします。

以上です。

○水道管理課長（元石功一） まず、あと2億足りないんじゃないかというお話ですが、計算をしていただければ、ぴったし合ってきます。ぴったし合ってきます。現金預金イコール内部留保資金プラス先ほど説明したものを合計していただきますと、ぴったし現金預金に合ってきます。そうでないとこの貸借対照表自体が右と左が合わなくなります。これはもうぴったり合ってくるということをお願いしたいというふうに思います。

それから、最初、平成26年度というふうに説明したんじゃないかと言ったことで、それはもう訂正をします。平成25年度で追記をしました。それは、私の勘違いで、訂正をいたします。

それと薬品費になります。薬品費が180万6,000円で推移をするといったことで、していましたが、先ほどいろいろな水質の変化あるいは有収率、そういったものから考えると、やはり変動するそういったことが考えられるんじゃないかといった御指摘です。そのとおりだというふうに思います。

そこで、どの程度変動するのかといったことで、我々のほうとして試算をしてみたんですが、有収率が0.5ポイントもし落ちた場合に、薬品費がどの程度上がるか、6,300円ほど上がります。6,300円ほど。0.5ポイントどんと落ちたときです。そうしたときに、この180万に対して6,000円であれば、これはもう誤差の範囲ではないのかと、そういった判断をいたしました。その180万6,000円で計上したところです。この薬品費については、0.5ポイント下がっても6,000円の差しか出ないので、これはもう誤差の範囲でいいんじゃないかといった判断をいたしました。

それから、企業債、収入はあるのかないのか。平成32年度3億から企業債を借り入れをする予定の財政計画。平成32年度に7億6,200万ほど資本的収支の財源が不足をします。平成32年度に。その財源の補填として、現年度の減価償却費それと過年度の内部留保資金、それを充ててこの7億6,200万ほどの財源を補填すると。収入の中に企業債3億を入れても、7億6,200万ほどの財源が足りない。その財源を過年度の内部留保資金と現年度の内部留保資金を使って、補填をするというふうな考え方です。

それと、その総務省が推奨した関係なんです、これは、その経営がいいからということできたんじゃないくて。合併後職員が25人おりました。それを各支所にいた職員を全て集約をいたしました。その中で、職員の削減というそういったものに取り組んできました。経営がいいからこれはできたんじゃないかという御理解ですが、それは、我々としては人間を切って、そういった計画をつくって、総務省から認可をされたといったことで、御理解をしていただきたいというふうに思います。決して経営状態がよかったからそれができたよということじゃなくて、職員の削減といったことに取り組んで、健全化計画を総務省が認可をしたといったことで、5%以上の全ての企業債について償還あるいは繰り上げ、利率の低いものに借りかえと、そういったものができたというふうに御理解をしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員（谷津由尚） 時間がたっていますが、済いません。1点目についてです。もちろん貸借対照表ですから、資産と負債が合わないこれは大問題になるわけですから、それはそうです。この利益積立金、建設改良積立金、ましてや減債積立金と、全部割り当てて、修繕引当金それで、ここに資料の平成27年度に回る財源として、6億6,776万6,000円以外が全部そこにありますよということなんですけども。それでは、5回目の打ち合わせでおっしゃった内部留保は6億5,000万円あったらいいということで、それに対してこの減債積立金は、要するに考え方としては、前年度の、過年度のといってもいいのかもしれませんが、過年度のその収益的収支から出てきた純利益をこっちに割り当てます。そっちも増額になります。

そうしたときに、この6億6,700万、その減債積立金、6億5,000万に対するその減債積立金というところからも、私は余力が出てくるだろうと思うんですよ。

それは、お金の操作の話ですから、どうにでもできると思う。はっきり言って。ただ課長がそうじゃないとおっしゃったらそれで終わるんでしょうけども。私はそこに、お金の流れとしても、やっぱりはっきり言いますと、余力はまだあると思っています。思っていますので、それを引き続き

今回の18.4%の値上げということに関して、もっと考慮すべではないかということをお願いをしておきます。

これ以上、金額の議論をしても、らちが明かないと思いますので、次です。この流動経費、変動要因、算出根拠について、またおっしゃったんですが、その1年間に出して、それをきちんと積み上げて、5年間累計を出すという、つまりさっきおっしゃったのは5年間合計を出して、それを割る5でやって、同額で推移をするというふうに割り当てるという方法に、私は非常に抵抗を感じていると先ほど言わせてもらったんですが、それに対して答弁がありません。それについてもお願いします。

それと6点目の質問に対しては、どうもまだ理解ができないんですが。補填財源で、あと7億6,200万足りないんだと。これは企業債も含めて、差っ引いて事業費に対して、ということなんです。じゃあわかりました、平成32年はわかりました。これを同額でいくと平成33年、平成34年までシミュレートしておられますか。そうした場合に、この減価償却費及び翌年の、要するに翌年の事業費に回せる額がもっと上昇していくわけでした。そこで、逆転現象が起こってくるわけでした。逆転現象が起こらないにしても、内部留保から補填する最小限の環境が生まれてきます。その環境に至るのは平成33年か平成34年は当たり前なんです。

ですから、そのところを考えて——平成32年の数字の議論はもういいです——再度、再度これをお伺いしますけど。そうであれば、10年間の事業の中で、5年目、6年目でその環境に至るということは、健全経営という意味からしたら物すごく望ましいですよ。しかし、それだけ逆に言うと、市民に対する負担はふえてくるということです。ですから、10年間の事業の中であったら、8年目、9年目でその現象に至るんだったら、私は納得します。そこです。そこをどうお考えなるか、これもう一回、最後にお尋ねします。

以上です。

○水道管理課長（元石功一） まず、経費につきまして、同じ金額を5年間並べたといったことにつきましては、これは我々としても、ちょっと説明不足かなという反省点ではございます。それと、

5年間のそういった事業を計画をし、それについて財政計画をするといったことで、まずは5年間経営がやっていけるのか、この事業を5年間やっていけるのかというのが、まずこの料金改定の基本でございます。

我々が今回18.4%をお願いしたというのは、平成32年度末の内部留保資金等企業債の残高、18.4%に料金値上げをさせていただいて、毎年7億5,000万の事業をしていったときに、5年後の水道事業の経営がどういうふうになるのが一番望ましいかということで、平成25年度のそういった様相になるといったことで、まずは5年間の要は財政計画、それから事業計画というのをつくっております。

これを10年間の事業計画をつくって、10年間の財政計画をつくるといった場合に、非常に不安定なそういった財政計画ということになると思います。それで、料金を改定するときは、3年から5年の財政計画で設定をなさいたいというふうなことになるかというふうに考えておりますので、まずは5年間事業ができて、経営もできてと。それが一番のやはり基本になるんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（宮里兼実） いいですか。ほかに。

○委員（大田黒 博） きょう、問題提起をして、それなりに審議が尽くされたのかなと思っておりますし、本会議とすれば、ここで番外から聞いて、再度、協議会に、切りかえて別室でもう少し検討できたらなと思っておりますので、そのほうの計らいをお願いします。

○委員長（宮里兼実） 川畑委員ないですか。副委員長ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 次に、番外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博） 総括質疑でも、お尋ねしたわけですが、ここでお聞きしたいのは、回数が限られておりますので、ポイント的なところだけお聞きしたいです。

今回、簡易水道と水道事業の統合をすることによって、簡易水道の側の減価償却という考え方はなかったんだけど、それが加わることによって、赤字になるということで今回引き上げると。今までなぜ――簡易水道がこの官庁会計というんです

か、企業会計と官庁会計、なぜ、――官庁会計でしてきたのかってということについていえば、やはり人口が比較的少ない中山間地域に展開されていて、経営効率が高いとはいえないから、企業会計という形にすると負担が重くなるので、負担を重くしないように官庁会計でやってきたということじゃなかったのかなと思うんです。ですから、それを企業会計に統合すれば、その簡易水道の負担が結局企業会計になってしまっていて、そして上げてしまうということになるわけだから、私は事業統合をすべきじゃなかったっていうふうに思うんです。

ただ、事業統合をすれば、総務省が補助金を出してくれると、6億数千万円ということを出してくれるからそれを進めたんだというお話もされているんだけど、でも、事業統合してよかったっていうのは薩摩川内市であって、市民から見れば、事業統合することによって引き上がるということで、何もいいことはないということになるんじゃないかというふうに思うんですけれども。そこをどういうふうにお考えですか。

つまり、受益者負担主義を徹底するということに今回なってしまったというところに、引き上げのことにってしまった原因になるんじゃないかというふうに思うんですが、どうお考えですか。

○水道管理課長（元石功一） 事業統合をすべきでなかったとそういった御意見ですが、事業統合をしなければ、整備が進みません。甕島の簡易水道も整備が進みません。そのままです。合併前と変わりません。本土も一緒です。

国の方針として、厚労省が平成16年度に水道ビジョンといったことで出しました。その厚労省の水道ビジョンの中で、各事業体も、各事業体それぞれのビジョンをつくりなさいということで進めてきました。

その中で、薩摩川内市も平成20年3月に薩摩川内市の水道ビジョンを作成しました。この水道ビジョンの計画というのは平成28年度まででございます。平成28年度の最終目標が簡易水道を統合すると、そういったことで、ずっと進めてきたことになります。

もし、簡易水道を統合しなかったら、どういうふうになるんだろうと想像してみますと、足りないお金は一般会計から繰り入れをします。しかし一般会計側の財政状況、そういったものを考えた

ときに、簡易水道のために一般会計から財源を持ち出せば、その分、一般会計側の行政サービス、それに回すお金が減るわけです。そういったこと等をトータルして考えたときに、果たして、事業統合をすべきじゃないと、果たしてそういうことが言えるのかというふうに考えております。

事業統合をして、今回そういった料金改定をしますが、統合するだけで今回料金改定するわけではございません。平成28年度以降のこの10カ年のそういった事業をやると、これは統合しないと簡易水道はそういったことはできません。簡易水道は。耐震化なり、施設の更新なり、施設の整備なり、これを思うようにできません。統合したことによって、全ての水道のレベルを上げる。耐震化もする、それから施設の更新もする、それから施設の整備もやると、そういったことで、統合したことによって、そういった簡易水道の方も、平成28年度以降恩恵を受けられるというふうに、我々は考えています。

要は、安全・安心な水を安定的に供給するために、10年間こういった事業をやると、そういったことで、簡易水道の皆さんも、水道事業の皆さんも同じ恩恵が受けられるというふうに考えておりますので、その事業統合が間違いだったというふうには、考えておりません。

以上でございます。

○委員長（宮里兼実） 井上議員、もう2回までですからね。

○議員（井上勝博） 2回ということなんで、甑島は簡易水道をそのままにしておくわけですよ。そして本土は水道事業と統合すると。本土のその計算でもって、計算して料金が出ました。そしてそれを甑島では簡易水道がそのままになっているわけですが、それも一緒に引き上げるということになるわけです。

だから、その事業統合によって、減価償却費を支出に充てなければいけなくなってしまうということが、甑島の人たちにも影響が出てくるということになるわけで、本当にそれでいいのか。甑島はやっぱり簡易水道は官庁会計でやるわけですから、一般会計から繰り入れていくんだらうと思うんです。

だから、そういった、何かこう、そういう理屈、今言われた理屈であれば、甑島も含めて全部、水道事業を全部企業会計にすればいいじゃないかと

いうことになるんだけど、そうならないのは、やはり甑島の独自のやっぱり不採算部分というのが、非常に簡易水道の不採算部分というのは大きいから、一緒にできないということなんじゃないかと思うんですが。そこはどうなんですか。

○水道管理課長（元石功一） 甑島地域も水道事業に統合すればいいんじゃないかといった御意見ですが、これは事業統合には条件がございます、条件が。10キロ以内のそういった簡易水道でないと統合はできません。上水道区域から簡易水道区域までの距離が10キロ圏内でないと、事業統合はできません。これはもう国の方針です。

甑島につきましては、水道管も全然つなげない、それから30数キロ離れている、そういったことから統合はできないと。そういったことで甑島については。しかしながら上島と下島は事業統合をして、経営健全化も図ると、そういったことにしております。

それとまた、甑島旧4村で収益が幾らあったかと、全体で9,000万円です。水道料金9,000万円。遠方監視の施設をつくるのに何千万、2,000万、3,000万というそういった費用になります。

9,000万で維持管理をし、施設の更新をし、あるいは施設整備を図っていかないといけない。本土は18.4%上げる、それと同時に甑島も上げさせていただく。9,000万のその収益で、今後甑島のそういった施設整備をどういうふうにして図っていくんだと。全部それを一般会計から補填すればいいんじゃないかという、そういったお考えだと思いますが、それはやはり一般会計側にしても、いろいろな行政サービスをしないといけない、その分を削って甑島にどんと入れるということでは、やはり、水道と他の行政サービスと、やはり均衡を持って、市民の皆さんへの行政サービスを図っていかないといけないんじゃないかなというふうに思いますので、今回甑島についてもそういった18.4%の料金改定もお願いしたいというふうに考えているところです。

○委員長（宮里兼実） 番外、ほかに。

○議員（成川幸太郎） きのういただいた資料で、水道料金改定の背景に、先ほどから言われています水道ビジョンが、平成28年度に最終を迎える。であれば、今度は水道ビジョンに、かわるものとして水道施設事業計画を策定したっていうことで

ありますが。平成28年度が最終年度であれば、この新しい水道事業計画、昨日もありましたけども、市民にも、こうなると示して、背景としては、先ほど言われた40%の値上げが妥当、相当なんだけども、それをもうちょっと圧縮したいというようなことをアピールされるべきじゃないかなと。平成28年度が最終年度なのに、平成28年度から上げなきゃいけない理由っていうのは、特別に何かあるんですか。

○水道管理課長（元石功一） 市民の皆さんへのアピールということで、それは当然我々が今までしていなかったなという、そういったのは反省点でございます。きのうも局長のほうから、そういった答弁があったと思いますが、それは我々の反省点でございます。

水道ビジョン、平成28年が最終計画ということで、その水道ビジョンの中で、進めていくべきそういった事業というので、取り残しがあるわけです。できなかった部分。そういった部分も今後、平成28年度以降の事業計画にのせて、全てを、水道ビジョンの全てを完結すると。そういったことで、平成28年度以降できなかった部分も入れながら、10カ年事業をつくったところです。

今、10カ年事業だけつくっておりますが、それに枝葉をつくりながら、10年間の水道事業の姿といったものを、今後、市民の皆様にはアピールしていきたいというふうに考えております。

○議員（成川幸太郎） タイミング的に水道局というのは水道料金、水道事業皆見てらっしゃるんでしょうけども。私たち市議会議員というのはトータルを見なければ、知識もない中で見なきゃいけないのに。ことは公共料金としては、もうごみ袋を25%上げられた。また、それに水道料金18%上がるということで、市民からの不満というのは、きのうからもあるように、物すごく大きいですよ。それがどうしても平成28年度ひっつけてしなきゃいけないのか、もうちょっと理解を深めながら、やるべきであったんじゃないかなというのを、すごい、おそらく皆さん各議員の方そういった要請を受けながら、今回のこの慎重な審議になっていると思うんですけども。そこの市民サービスって面で、料金だけじゃないところを考えたときに、何かそういった考えられることはありますか。

○水道管理課長（元石功一） 市民の皆さんへの

アピール不足といったことを、我々も非常に痛感しております。

我々が市民の皆様へサービスの還元といったことを、どういうふう to 今後していくか、サービスの還元をちょっと考えておりますけれども、水道は6月1日から1週間水道週間というのがございます。水道週間がございます。

旧川内のころ、水道の水漏れ、パッキンの交換を無償でやっておりました。そういったサービスの還元を今後は真剣に考えていかないといけないと、いうふうに思っています。

高齢者世帯、パッキンが悪くて水がぼたぼた漏るよとか、そういったものについては、水道局のほうで取りかえをしていくと、そういったサービスの還元についても、今後は真剣に考えていきたいというふうに思っております。

鹿児島市の水道局が毎年そういったことで、テレビのニュースでもごらんになっていらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますが、我々もそういった取り組みを、今後していきたいというふうに考えております。

○委員長（宮里兼実） ほかにありませんか。

○議員（帯田裕達） 1点だけ。今、成川議員がおっしゃったのとちょっとかぶる面もあると思うんですが、この18.4%の値上げが、今、出されているわけですが。市民の生活、それから産業、経済に与える影響、水商売の方とか、水で生活していらっしゃる、経済を賄っている人は、もう便乗値上げも考えていらっしゃると思います。「値段を上げんな、こらちょっと、やっていけない」とか。その辺をどのようなふう to 考えていらっしゃるのか。例えば、本当に、安定で安全なのはわかります。即、命にかかわることですから。しかしながら、やはり薩摩川内市の生活の水準を考えたときに、この余りにも18.4%、サラリーからすると、なかなかこの18.4%というのは、電気代にしろ、公共的なものはなかなか慎重にやはり値上げを市民に訴えていかないと難しいんじゃないかなと思うんですが、その辺の経済における影響というのはどのように考えていらっしゃいますか。

○水道管理課長（元石功一） 経済のそういったものの分析というのは、ちょっと我々水道局の方ではできないんですが、きのうも川畑委員のほうから御質問がありました。そういった市内の水を使った商売をされる方、そういった人が、

我々としては、今回のこの水道料金の18.4%について、十分、出前講座そういったものを活用しながら、御理解を得るしか、もう方法がないというふうに考えておりますので、そういった各種団体について、それぞれ我々の考え方、それから説明を十分にしながら、もう御理解を得るしかない。その商売に与える影響そういったものについての試算は、我々水道局では影響額がどの程度出るんだと、なかなか試算はできませんが、今回の料金改定の趣旨そういったものについて、十分御説明をして、納得をしていただきたいというふうに考えております。経済に与える影響というのは、済みません、ちょっと我々のほうでは把握はできないところです。

○議員（帯田裕達） もちろん値上げをしなければ、やっていけないというのを、きょう話を聞いてわかりました。ある程度納得するとか、納

○委員（大田黒 博）さきほどのちょっと課長の発言で、これが通らないと予算ができませんというのは、失言じゃないでしょうか。今わかって、それだけの18.4%を、今皆さんが言われるそういうものを歩み寄った形で協議したいということで、してるわけで。取り消してもらわんとや

っぱり皆さん納得いかないんじゃないですか。

○水道局長（落合正浩）申しわけございません。一生懸命資料を出しながら誠意を持って、説明をしているつもりですけども、その中で我々の思いが出たものだと思います。これで心証悪くなさったのであれば、非常にお詫びしたいと思います。申しわけございません。

○水道管理課長（元石功一）ちょっと私のほうが先走って、説明をいたしました。申しわけございませんでした。

○委員（大田黒 博）予算ができないとなると、これ全然委員会ではやり方が変わってくるんですよ。取り消すのか取り消さんのかははっきりせんと、お詫びでは済まんと思います。

○水道管理課長（元石功一）まだ、仮定のことでございましたので、取り消しをいたします。

○委員長（宮里兼実）よろしいですか。番外ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）ここで一時休憩いたします。

~~~~~  
午前 1 1 時 2 5 分休憩  
~~~~~  
午前 1 1 時 5 3 分開議
~~~~~

○委員長（宮里兼実）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第 1 6 2 号及び議案第 1 6 3 号の取り扱いについて、御意見はありませんか。大田黒委員。

○委員（大田黒 博）今、協議会を開いていただきまして、それぞれの委員の考え等が出ました。本会議で申し上げますけれども、継続の方向と附帯決議をつけて、4 月にどうしても間に合わそうという当局の考えを含めて、委員の皆さんがそれだけの思いでされているという意見等も出ましたけれども、とにかく当局の説明も内容はわかります。

ただ、もう少し時間がほしいという意見が多かったので、それなりにこの 1 6 日までに間に合うのか、その辺を含めて継続にさせていただいて、どうしても 1 2 月議会まで引っ張ったときには 1 2 月議会で、とにかくこの委員会では採決をお願いしたいと思っておりますし、またその前に何

らかの形で委員長、副委員長にお願いしながら、この委員会でのとりまとめを報告をしていただいで、次のステップに持っていければありがたい。

1 6 日過ぎても随時委員会を開催しながら報告をいただいて、この委員会を開いていただきたいと思っておりますし、住民のためにも市民のためにも何らかの形で歩み寄った形で提案できるものを期待しながら継続をお願いします。

以上です。

○委員長（宮里兼実）ただいまこれらの議案 2 件を継続審査にしてはとの意見がありましたが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議ありませんので、これらの議案 2 件は継続審査とすることに決定しました。

なお、委員会において継続審査を議長に申し出ますので御了解願います。

それでは休憩をしたいと思います。

~~~~~  
午前 1 1 時 5 5 分休憩
~~~~~  
午後 1 時 0 1 分開議  
~~~~~

△入来区画整理推進室の審査

○委員長（宮里兼実）休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、入来区画整理推進室の審査に入ります

△議案第 1 9 3 号 決算の認定について
（平成 2 6 年度薩摩川内市入来地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（宮里兼実）まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、昨日に引き続きまして建設部の残り 1 室 2 課の審査のほうをよろしく願いを申し上げます。

入来温泉場地区土地区画整理事業につきましては、決算附属書の 1 3 6 ページをお願いをいたしたいと思います。

合併前から進められておりまして、合併後、事業見直し等も行われてきましたが、地元の理解と協力によりまして順調に推進されているところでございます。平成 2 6 年度は、長年親し

まれてきました柴垣湯が休館となり、4月には新公衆浴場の湯之山館も完成をし、地域の活性化の大きな起爆剤として期待をされているところでございます。

また、事業の中では大型物件、ホテルの補償も終えまして解体が終わり、周辺道路の整備が進められているところでございます。今後も順次事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

詳細につきましては室長のほうから説明がございしますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） それでは、議案第193号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市入来地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉） 議案第193号、平成26年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

まず、歳出のほうから説明いたしますので、決算書の300ページをお開きください。1款1項1目土地区画整理事業費におきましては、支出済額4億9,713万9,305円であります。

右のページの備考欄をごらんください。内容につきましては、建築士業務嘱託員報酬、職員給与費4名分、建物調査業務委託費等13件、区画道路6-13号ほか道路築造工事等13件の工事請負費、建物等移転補償費16件などが主な内容であります。

次に、2款1項の公債費は、長期償還元金及び利子でありまして、支出済額は1億1,934万5,175円であります。

次に、歳入について説明いたしますので、298ページをお開きください。1款1項1目事業収入は保留地処分収入であります。

次に、3款1項1目国庫補助金は、社会資本整備総合交付金として収入をしており、補助率は10分の5.5であります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金は、一般会計から繰り入れたものであります。

次に、5款1項1目繰越金は、前年度からの繰越事業にかかわる繰越金等であります。

次に、6款2項2目雑入は、嘱託員の雇用保険料個人掛金を収入しております。

次に、7款1項1目土地区画整理事業債は、国庫補助事業にかかわる合併特例事業債を収入しております。

次に、8款1項1目土木使用料は、土地区画整理事業区域内におきまして、行政財産目的外使用により使用させました電柱等の使用料でございます。

次に、実質収支に関する調書について説明いたしますので、302ページをお開きください。歳入総額6億5,230万1,000円に對しまして、歳出総額6億1,648万4,000円で、歳入歳出の差引額は3,581万6,000円となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源が3,480万1,000円ですので、実質収支額は101万5,000円であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第184号 決算の認定について
（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第184号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉） 議案第184号、平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち、入来区画整理推進室分について

御説明を申し上げます。

決算書の165ページをお開きください。8款5項3目土地区画整理費のうち、入来区画整理推進室分は、支出済額2億6,556万5,000円であります。

備考欄をごらんください。入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計への操出金であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いを申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第184号、一般会計歳入歳出決算の審査を一時中止します。

以上で入来区画整理推進室を終わります。御苦労さまでした。

△建築住宅課の審査

○委員長（宮里兼実） 次は、建築住宅課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。はい、部長。

○建設部長（泊 正人） 続きまして、建築住宅課について審査方よりお願いいたします。

決算附属書につきましては、137ページから139ページとなります。建築住宅課におきましては、建築指導住宅管理既存住宅改修環境整備など、所管の事務はもちろんでございますけれども、教育委員会など他の課から執行委託が非常に多く、少ない人員で課員一丸となって頑張ってもらっているところでございます。

137ページの1番目の建築指導に関する事業につきましては、いろんな建築許可申請等、数多くの申請が上がってまいります。それを順次さばいていただいているところでございます。既存住宅改修環境整備事業では、大変な反響がありまして、平成26年度も満額の304件の申請があり、補助を出したところでございます。

また、平成26年度から始まりました危険廃屋解体撤去促進事業におきましては、本土、甕合わせまして33件を実施いたしました。

次に、138ページの2番の市営住宅の住環境の改善のための維持管理ということで、指定管理

者へ管理委託し、健全な運営管理に努めているところでございまして、また、中央団地などの老朽化した市営住宅につきましては、そのまま政策空き家として残しながら、管理をさせていただいているところでございます。

続きまして、139ページの既設公営住宅の改善事業につきましては、公営住宅長寿命化計画に基づきまして供用部分の修繕及び改善を年次的に実施をいたしております。

同じく39ページの、4の崖地近接等危険住宅の移転促進事業につきましては、対象家屋等について周知を行い、補助金交付の制度を生かし、対象者の建物の取得や解体等を手がけております。残念ながら平成26年度は1件も申請がありませんでしたが、周知を図りながら進めており、平成27年度には2件の申請があるところでございます。

これら詳細につきましては課長のほうから説明がございまして、よろしくお願い申し上げます。

△議案第184号 決算の認定について
（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（宮里兼実） それでは、議案第184号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗） それでは、建築住宅課の平成26年度決算について御説明させていただきます。

まず、歳出について説明いたします。

決算書の153ページをお開きください。8款1項2目建築指導費は、支出済額が6,444万9,053円です。

備考欄で主な事業の説明をいたします。

155ページをお開きください。備考欄の南瀬地区コミュニティセンターほか耐震診断業務委託ほか2件は、船間島集会所、杉ノ角会館など5棟の耐震2次診断を実施しております。5棟の全ての建物で耐震性があることを確認いたしました。

また、既存住宅改修環境整備事業補助金は、市内業者を活用して居住している住宅の改修を行うものに対して補助金を交付する事業で、304件の補助金を交付いたしました。

また、危険廃屋等解体撤去促進事業補助金は、同じく市内の施工業者を活用し、危険廃屋等を解体撤去するものに対して補助金を交付する事業で、本土地区29件、甌島地区4件で、合計33件を交付いたしました。

また、予算を全く執行しなかったものとしましては8節報償費で、これは危険廃屋等選定委員会の立会謝金でございますけれども、選定委員会にかけの物件がありませんでしたので執行をしておりません。

それと、23節償還金利子及び割引料は、建築確認申請手数料等の過誤納付金払戻金ですが、発生しておりませんので執行しておりません。

167ページをお開きください。8款6項1目住宅管理費は、支出済額が5億1,785万2,634円で、このうち平成25年度からの繰越明許費は2,771万1,000円です。

備考欄で主な内容を説明いたします。

19名の職員給与費、316件の市営住宅の修繕料、202件の市営住宅の畳、ふすまの張りかえ等の修繕料、川内地域における市営住宅の指定管理料ほか33件の委託料、宮里城住宅浴室整備工事ほか99件の工事請負費が主な支出でございます。

次のページ、169ページをお開きください。同じく備考欄、右のページですが、公営住宅ストック総合改善事業費は、公営の長寿命化を図るため平成22年度に策定した薩摩川内市公営住宅等長寿命化計画に従い、国の交付金を受けて公営住宅の大規模な改修を進める事業でございます。

その内訳は、宮里城住宅2、3号棟共用部分改善工事設計業務委託ほか2件の委託料、城山住宅1、2号棟共用部分改善工事ほか3件の工事請負費でございます。

8款6項3目危険住宅移転促進費は、崖地に近接する危険住宅の移転に補助金を交付する事業で、支出済額16万9,500円でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

決算書の23ページをお開きください。14款1項6目土木使用料、2節住宅使用料は、調定額5億4,371万6,704円に対して収入済額4億6,048万9,969円で、収入未済額は8,322万6,735円です。

備考欄で主なものを説明いたします。住宅使用

料、現年分の収入済額は4億9,000万7,084円、同対応分が695万5,830円です。

29ページをお開きください。14款2項6目土木手数料、1節土木手数料のうち建築住宅課分は、収入未済はございません。

備考欄でその主なものは、建築確認申請の審査や完了検査の手数料が832万6,900円です。

次のページ、31ページをお開きください。2節督促手数料は、住宅使用料と住宅資金貸付金の督促手数料で、調定額が34万7,900円に対して収入済額は29万9,500円、収入未済額は4万8,400円です。

35ページをお開きください。15款2項6目土木費補助金、4節住宅費補助金は、収入未済はありません。その内訳は、市営住宅の家賃と民間家賃の差額部分を補助する公的賃貸住宅、家賃対策調整補助金が964万8,000円と、既存の市営住宅の大規模改修工事に充当するストック総合改善事業補助金2,132万1,000円が主なものでございます。

45ページをお開きください。16款2項6目土木費補助金、1節住宅費補助金は、収入未済はありません。

内訳は、住宅新築資金貸付金の回収事務に対する住宅新築資金等貸付助成事業補助金が36万3,000円です。

51ページをお開きください。16款3項6目土木費委託金、2節住宅費委託金は、収入未済はありません。

59ページをお開きください。21款3項1目貸付金元利収入、6節住宅資金貸付金元利収入は、調定額1億4,394万5,737円に対して、収入済額1,386万6,584円で、収入未済額は1億3,007万9,153円です。

内訳は、現年分の住宅資金貸付金元利収入が741万7,957円で、同滞納分が644万8,627円です。

71ページをお開きください。21款5項4目雑入、1節雑入のうち、建築住宅課分は備考欄の中ほどでございますけれども、市営住宅の退去時に畳、ふすまの修繕費として退去者から徴収をします市営住宅退去時畳等補修費実費徴収金の現年分が1,198万644円です。

また、市営県営住宅が同じ敷地に立地する合併

団地においては、供用する施設の維持管理費を市のほうで行いまして県から負担金をいただきますけれども、それが市営住宅維持管理県負担金 8 万 5,122 円が主なものでございます。

続きまして、財産に関する調書の 378 ページをお開きください。中ほど、公営住宅の欄ですけれども、土地の増 2,303.30 平米は、平成 26 年 8 月に教育委員会からの所管替えにより取得した祁答院町にございます塔牟礼一般住宅の敷地の増でございます。

土地の減 4,766.0 平米は、祁答院にあります大村特定公共賃貸住宅の公園を、平成 26 年 4 月に地域振興課へ所管替えをしたものによる減でございます。また、木造の建物 49.64 平米の増は、教育委員会からの所管替えにより取得の塔牟礼一般住宅の建物増であります。木造 285.54 平米の減と非木造建物、同じく 285.54 平米の増は、樋脇町にございます野下住宅、藤本住宅が非木造建物にもかかわらず木造で登録されていたため、訂正をしたものでございます。

続きまして、債権について説明をいたします。384 ページをお開きください。建築住宅課分は、4 段目の住宅新築資金等貸付金で、26 年度中の増減は 1,227 万 2,287 円の減となりました。その結果、年度末の現在高は 1 億 3,207 万 8,119 円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（下園政喜） 住宅の改修費と解体費が非常に特筆していい制度だと思ってますけれども、件数はわかりますが総額どのくらいでしょうかね。それと、できれば業者が何社ぐらい入ってるのかと。

○建築住宅課長（福島和朗） まず、既存住宅改修環境整備事業のほうでございますけれども、26 年度は先ほど 304 件を御説明しましたけれども、交付額が 4,944 万 1,000 円でございます。

○委員（下園政喜） いや、総工事費。

○建築住宅課長（福島和朗） 総工事費ですね、済いません。それで、全体の工事費が 3 億

1,599 万 2,000 円でございます。直接効果的には 6.39 倍ぐらいの効果があつたということでございます。

業者数は 89 社でございます。

続きまして、危険廃屋等解体撤去促進事業のほうですけれども、交付額が、先ほど言いましたけれども全体額で……。済いません。工事費に危険廃屋等解体撤去の関係ですけれども、工事費が本土で 3,202 万円になります。甌島地区が 600 万円でございます。

以上です。

○委員（下園政喜） 来年の継続を思ってるんですが、どうでしょうかね。

○建設部長（泊 正人） 間もなく当初予算の編成にも入りますので、そのつもりで市長にもお話をしております。

それから、危険廃屋の解体撤去につきましては、現在 12 月補正の編成中ですけれども、幾らか補正をお願いしようということで動いております。

以上です。

○委員長（宮里兼実） いいですか。ほかにありませんか。

○委員（新原春二） 監査委員の報告の中にもあつたんですが、毎年のことなんですけどもやっぱこれ指摘をせざるを得ないところでありますので、指摘をきちんとしておきたいと思います。

監査委員の指摘の中では、収納済額あるいは収納率等もかなり上がってきて、皆さんの御努力については評価をされてますので、そうだと思います。滞納関係については、徴収にかなり一生懸命頑張ってもらって、その意気込みはわかるんですが、何せ額が大きくなっているということと、努力をされても無理なのかなあ。不納欠損が全然出てないんですけども。そこら辺のいきさつなんですけども 8,322 万 6,735 円、住宅使用料の収入未済額があつて、その中で不納欠損ゼロ円が上がってきているわけなんですけども。全くもう、とれるからもうこういうのはないんでしょうけども、今の現状っていいですか 8,000 万ほどの収入未済額があつて、これについて不納欠損をせんでもこれからとっていけるよということなのか、そこら辺の状況をちょっとお知らせください。

○建築住宅課長（福島和朗） 代理のほうに答弁をさせていただきます。

○課長代理（井手上和洋） 今ほど指摘がござい

ましたように8,300万ほどございます。年次的には総体では昨年度より約210万円減になっておりまして、ここ4年間ほどは減額を続けてきているところでございます。

不納欠損につきましては、住宅使用料につきましては、基本的には市債権という捉え方が主でありまして、決定にはなっていないんですけれども、それでいきますと5年間という時効というのがございますけれども、それでは単に5年間過ぎただけで消滅になるというのではございませんで、本人からの援用の申し立てとかがないと滅失にならないものですから、債権が消滅しないと不納欠損のほうに自動的に上げるというのはできませんで、上げる場合には調査いたしまして議会の皆様方の議決をいただいた上での不納欠損ということになりますので、まだそこまでの手続には至っていないということでございます。

○委員（新原春二）単純に見ていきますと、今年度も滞納分が690万、約700万ですね。収入未済額が8,300万、約10何年分、単純に計算したときに十二、三年分の滞納未収があるわけですけども。その中で皆さんが一生懸命努力されるのもわかるけども、どうしても取り立てができないというのも恐らく発生するんだろうと思うんですよ。

そういう中で、今、規定は規定であって、その債権の関係もありますけども、そこら辺の債権そもそもあって、それはどどんたまっていて、もうやがて1億円超すような収入未済っていうのが帳簿上のっていくちゅうのは、ちょっと考えられない状況じゃないかと思うんですよ。そこら辺、もちろん取り立てをしていただくちゅうことは大原則なんですけども。どうしてもそれでもとれないっていう場合について、あるいはどうしてもその住民を追えないと。追っていけないというのは発生恐らくするんだろうと思うんですよ。そうした場合の不納欠損のあり方ちゅうのについて現状でいいものなのか、そこら辺を部長どうですかね。

○建設部長（泊 正人）昨日の東郷町のとはちょっと違うとは思いますが。明らかに無理じゃないかというようなものもあるかと思いますが、現時点では先ほど代理のほうからありましたような、そういう規定というのがあります。

そこについてはもう少し、顧問弁護士等とも協

議あるいは他市町の取り扱い等を研究して、ちょっと議員の皆様、あるいは一般市民の皆様には御理解いただけるようなやり方っていうのを検討したいと思っています。

○委員（新原春二）ぜひ検討してみないと、これはもう1億超えたら、もう取り立ては、てそかですよ。もう大変だと思うんですよ、建築住宅課に来られれば取り立て屋に終止をされて、1億円も取り立てをせないかんちゅうことになれば、もうやっぱり業務的にも大変なことになりますので、不納欠損を容認しなさいちゅんじゃなくて、そうした取り立ても含めて、余りきつくないようにぜひ検討方をお願いします。

○委員長（宮里兼実）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

ここで議案第184号、一般会計歳入歳出決算の審査を一時中止します。

以上で建築住宅課を終わります。御苦労さまでした。

△都市計画課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、都市計画課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、建設部の最後になります都市計画課の審査についてよろしくお願いいたします。

決算附属書は33ページになります。都市計画課では、市内都市計画区域内の事業調整をもとに、川内川市街部改修事業等に伴う中郷五代線の整備を中心に事業展開をまいりました。

1の都市計画行政の総合的な企画及び調整では、川内地域及び東郷地域の都市計画区域の見直しを終え、都市計画マスタープランの策定作業を進めているところでございます。

2番目の川内川市街部改修にかかわります都市計画事業では、大小路地区の引き堤事業に合わせ中郷五代線の整備を行っており、用地交渉も順調に推移しております。一部、相続等で未契約となっておりますが、本年度中に完了したいというふうに思っているところでございます。

三つ目の川内駅周辺地区の駐輪場の整備につきまして、指定管理者と連携しながら適切な管理運

営に努めておりますが、一部、施設の破損等トラブルがあったことから、防犯カメラを設置をしたところでございます。

四つ目の屋外広告物に関することにつきましては、県の条例に基づき違反広告物の撤去については、職員みずから現場に出まして、積極的に対応しているところでございます。

五つ目の景観に関することについては、景観形成のため景観重要資産等を指定し、保全保護に努めております。平成26年度は陽成町の一條神社を指定をさせていただいたところでございます。

あとの詳細につきましては、課長のほうから説明がでございます。よろしく申し上げます。

△議案第184号 決算の認定について
(平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長（宮里兼実） それでは、議案第184号、決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。
当局に補足説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎） 議案第184号、平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち、都市計画課分について御説明申し上げます。
初めに、歳出について御説明いたしますので、決算書の161ページをお開きください。

8款5項1目都市計画総務費のうち、都市計画分の支出済額は1億9,254万6,920円で、このうち前年度からの繰越事業分の支出済額は2,566万4,000円となっております。

備考欄の都市計画課分の事項のうち、主な支出内容について御説明いたします。

都市計画総務費では、12名分の職員給与費、都市計画マスタープラン策定支援業務委託ほか5件の委託料、市道川内高校横線景観整備工事ほか11件の工事請負費が主なものです。

都市計画マスタープランにつきましては、債務負担行為を設定し、平成27年度末までに策定することでワークショップや学識経験者等で構成する策定委員会などで御意見をいただきながら、現在、鋭意作業を進めているところでございます。

なお、一般国道3号御陵下地区の景観整備事業において鹿児島国道分が施行する電線共同溝事業の関連工事との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に執行できなかった工事請負費

787万7,000円を翌年度へ明許繰越いたしております。

次のページ、163ページをお開きください。
事項、川内駅周辺地区駐車場管理費では、川内駅西口駐車場等に係る指定管理料のほか、施設のトラブル防止及び犯罪の予防等を目的に川内駅前大型バス駐車場及び市営第1駐輪場にそれぞれ3台、計6台の防犯カメラを設置いたしました。

事項、屋外広告物管理費では、建築士業務嘱託員1名分の報酬と、また事項、景観整備費では、平成25年7月に甕島の長目の浜周辺地区を景観法に基づく準景観地区に指定したことに伴う説明板設置工事ほか1件の工事請負費が主なものとなっております。

なお、1目都市計画総務費の工事請負費において560万2,174円の不用額が生じておりますが、主な理由は公共サイン整備事業での8基の公共サイン新設設置工事において、現場における埋設物等の状況等により、設計変更等に対応するため留保していたものが3月補正に間に合わず、152万3,494円が不用になったほか、前年度から明許繰越いたしてしまいました一般国道3号御陵下地区景観整備事業において、歩道部分の2件の景観整備工事の執行残により393万6,000円の不用額が生じたものが主な理由となっております。

次に、同じく2目街路費のうち、都市計画課分の支出済額は3億2,974万4,575円で、このうち前年度からの繰越事業分の支出済額は1億6,206万7,600円となっております。

備考欄は次のページ、165ページをお開きください。事項、中郷五代線整備事業費の主な支出内容は、都市計画道路中郷五代線新設設計業務委託ほか7件の委託料、中郷五代線整備事業用地購入にかかわる公有財産購入費、中郷五代線道路築造工事の市拡張部分にかかわる九州地方整備局への負担金が主なものとなっております。

なお、前年度からの明許繰越分は、委託料8件のうち都市計画道路中郷五代線新設設計業務委託など2件分、用地購入費は13筆のうち5筆分となっております。

用地取得業務につきましては、平成23年10月から平成29年3月までを委託期間とする用地取得業務等委託契約を薩摩川内市土地開発公社と締結しておりますが、公社が取得した土地

13筆1,482.32平米を買戻しにより購入したのとなっております。

また、九州地方整備局への負担金については、国の引き堤工事に伴う中郷五代線の付け替え工事にあわせ、市が拡張する道路築造工事部分についても九州地方整備局で施工することとした受託合併工事の基本協定を平成26年7月に締結したことにより、これに基づいて平成26年度の本市分の費用を負担したものでございます。

なお、地権者との用地協議等に不測の期間を要したことにより、公社が取得できず、買い戻せなかった用地の購入費1億1,561万及び関係機関との協議に不測の期間を要し年度内執行ができなかった負担金3,890万6,000円のほか、委託料469万1,000円、工事請負費275万9,000円並びに補償、補填及び賠償金115万5,000円をそれぞれ翌年度へ明許繰越いたしております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただきまして決算書の23ページをお開きください。

14款1項6目、3節都市計画使用料の都市計画課分の収入済額は3,023万9,240円で、備考欄の主なもの川内駅西口駐車場等にかかわる市営駐車場使用料となっております。

次に、29ページをお開きください。同じく2項6目、1節土木手数料の都市計画課分の収入済額は243万2,805円で、主なもの屋外広告物許可手数料となっております。

次に、35ページをお開きください。15款2項6目、2節都市計画事業補助金の都市計画課分は、中郷五代線整備の用地取得及び九州地方整備局への道路築造工事負担金にかかわる社会資本整備総合交付金で、収入済額は8,222万7,000円で、活力創出基盤整備分の補助率は55%となっております。

なお、収入未済額の7,496万2,000円は、年度内完成ができなかった用地取得及び工事負担にかかる未収入特定財源として平成27年度へ明許繰越いたしております。

次に、51ページをお開きください。16款3項6目、3節都市計画費委託金は、鹿児島県屋外広告物条例等に関する事務のほか4件にかかわる権限移譲事務委託金で、収入済額は78万4,000円となっております。

次に、61ページをお開きください。21款5項4目、1節雑入の都市計画課分の収入済額は15万832円で、備考欄は71ページをお開きください。

備考欄の上から8番目の都市計画図等の販売に係る地図実費収入のほか、川内駅西口駐車場に設置している太陽光発電設備による余剰電力料を収納したものでございます。

以上で議案第184号平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算の都市計画課分の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚） はい、1点。川内駅周辺の防犯カメラを6台設置されたことで、防犯的にも、あるいは事件の解決にも、この防犯カメラちゅうのは、非常に威力を発揮してるわけですけど、これつけられた原因っていうのは要望か何かがあったんでしょうか。

○都市計画課長（山村昭一郎） 駐車場棟内において、車の接触事故等もちょっと報告も上がってきたというふうなところから、一応そういうふうなことで防犯対策というか安全対策のために設置しようということで昨年度設置したところでございます。

○委員長（宮里兼実） いいですか。ほかにありませんか。質疑は尽きたと認めます。

以上で議案第184号決算の認定について、平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で都市計画課を終わります。当局の皆さん、2日間にわたり大変御苦労さまでした。お疲れさ

までした。

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（宮里兼実）以上で日程の全てを終わりましたが、委員会報告書のとりまとめについては委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（宮里兼実）それでは、ここで閉会中の委員派遣の取り扱いについてお諮りします。

現在のところ、閉会中の現地視察等の予定はありませんが、急遽必要となった場合の委員派遣の取り扱いは委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（宮里兼実）以上で建設水道委員会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会
委員長 宮 里 兼 実